



報道関係者 各位

平成28年7月4日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 高橋 拓

労働紛争調整官 幸田 和則

(電話) 028-633-2795 (FAX) 028-637-5998

## 「いじめ・嫌がらせ」の相談5年連続最多

### 平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況まとまる

栃木労働局（局長 しろかね としき 白兼 俊貴）は、平成27年度の個別労働紛争解決制度（※）の施行状況を取りまとめましたので公表します。

#### 《 概要 》 [詳細は別紙参照](#)

○平成27年度に、県内の総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は前年度より増加して1万3千件を超え、13年連続で1万件超えとなりました。

- ・総合労働相談件数 13,031件（前年度比+971件（+8.1%））
- ・うち民事上の個別労働紛争相談件数 2,802件（前年度比+139件（+5.2%））

○パワーハラスメント（パワハラ）を含む「いじめ・嫌がらせ」の相談が5年連続で最も多く、件数は4年連続850件超えという高い水準で推移しており、「自己都合退職」に関する相談は前年度比30%と大幅に増加し512件、過去最高を更新しました。

- ・「いじめ・嫌がらせ」の相談件数 897件（前年度比-15件（-1.6%））
- ・民事上の個別労働紛争相談件数全体に占める割合 24.2%（前年度比-10.0%）

○労働局長による助言・指導を求める申出受付件数は減少となったが、依然100件を上回る件数で推移しており、紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数は前年より増加して100件を超えました。

- ・助言・指導申出受付件数 113件（前年度比-23件（-16.9%））
- ・あっせん申請受理件数 102件（前年度比+5件（+5.0%））

※ 個別労働紛争解決制度は、都道府県労働局が、個々の労働者と事業主との間の紛争について、無料で解決援助サービスを提供する制度。援助方法は、労働相談のほか、労働局長が行う「助言・指導」、労働局長が紛争調整委員会に委任して行う「あっせん」の3つがある。